

# 長岡市合気会 規約

## 第1章 総則

第1条 名称 本会は長岡市合気会と称する。

第2条 目的 本会は合気道を通じて心身を鍛練し会員相互の融和を図り、もって合気道の普及発展と市民の健全なる生活の形成に寄与することを目的とする。

第3条 組織 本会は市内及び近郊に居住、又は勤務する合気道愛好者をもって組織する。

第4条 所在地 本会は、新潟県長岡市御山町105に置く。

第5条 事務局 本会の事務局は新潟県長岡市花園東1-266-51に置く。

第6条 関係団体への加盟 本会は公益財団法人合気会関係団体と連携を深め協調を図るものとする。

## 第2章 事業

### 第7条 実施事業

本会は第2条の目的達成のため次の事業を行なう。

- 1 合気道の普及発展に関する事項。
- 2 合気道の技術向上に関する事項。
- 3 その他目的達成のための必要各事項。

## 第3章 役員

### 第8条 役員

本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

会 計 1名

理事長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

## 第9条 会長

会長は理事会が推選する。

- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。

## 第10条 副会長

副会長は理事会が推選する。

- 1 副会長は会長を補佐し会長不在の時は代行する。

## 第11条 会計

会計は理事の内から理事の互選により選出する。

- 1 会計は本会の会計事務を担当する。

## 第12条 理事長

理事長は理事の内から理事の互選により選出する。

- 1 理事長は理事を代表し、会務を統括する。

## 第13条 理事

理事は会員の内から理事会が推選し会長が委嘱する。

- 1 理事は理事長を補佐し、会務を執行する。

## 第14条 監事

監事は会員の内から理事会が推選し会長が委嘱する。

- 1 監事は会務の執行状況ならびに会計を監査する。

## 第15条 任期

役員任期は2年とする、但し再任は妨げない。

## 第4章 役員会及び総会

### 第16条 役員会

本会の役員会は理事会とする。

- 1 理事会は会長が招集する。

### 第17条 総会

総会は会長が招集する。

### 第18条 決議

すべて理事会の決議は出席理事の過半数の同意がなければ決することができない。

可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第5章 入会の手続き

### 第19条 入会及び休会

- 1 入会 本会主旨に賛同し入会しようとする者は会長にこの旨を申し入れ理事会の承認を得なければならない。
- 2 休会 やむを得ない事由により休会する場合は、その旨を書面で会長宛に提出しなければならない。休会の承認を得られれば、年会費を免除するものとする。

### 第20条 退会勧告及び除名

会員が次の事項に該当する場合、会長は理事会の承認を得て退会を勧告し、又は除名することができる。

- 1 本会の名誉を著しく毀損したとき。
- 2 本会規約に違反したとき。
- 3 本会規約による会費を1年以上滞納したとき。

## 第6章 会計

### 第21条 経費

本会を運営するに必要な経費は次の収入を持ってこれにあたる。

- 1 本会加入者の会費等
- 2 事業収入
- 3 公共団体等の補助金
- 4 寄付金その他の収入

### 第22条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

### 第23条 予算及び決算

本会の予算は理事会において原案を作成し総会の承認を得なければならない。

年度の決算は監事の承認を得た後、理事会及び総会に報告しなければならない。

### 第24条 会費

第21条第1項の会費等の金額については別に定め、会費等に関する規定によるものとする。

## 第7章 雑 則

### 第25条 規約の改正、改廃

この規約を改正又は改廃しようとするときは、理事会の承認を得て総会ではからなくてはならない。

### 第26条 委任

この規約に定めるものの外、本会運営に必要な事項は会長の定めるところによる。

付則 この規約は平成9年1月1日から施行する。

付則 この規約は平成20年1月1日から施行する。

付則 この規約は平成25年4月14日から施行する。

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

平成25年4月14日

長岡市御山町105

長岡市合気会 会長 渡辺 修一

印